平成２８年（フ）第１４３９号
埼玉県戸田市上戸田２丁目46番10―307号
債務者　森　　正樹
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３３号
さいたま市浦和区領家２丁目12番４―301号
債務者　平島　　一
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢澤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３４１号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田住宅31棟402号
債務者　則武正三郎
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　勝弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５５９号
宮城県黒川郡大和町杜の丘２丁目21番地の１望杜ハウス102
債務者　佐々木理恵子
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６４９号
宮城県塩竈市新浜町１丁目17番28号、従前の住所宮城県黒川郡大和町吉岡南３丁目４番地の20
債務者　半澤　徳代
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
宮城県角田市枝野字前原116番地
債務者　遠藤　　修
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１３６号
秋田市仁井田蕗見町７番43―２号
債務者　橋本　美穂
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５６号
秋田市東通６丁目６番10号
債務者　川島　　誠
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６３号
秋田市下北手桜字宮ケ沢18番地１　グリーンピア６号
債務者　佐藤　雄太
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６号
秋田県にかほ市象潟町字４丁目塩越216番地６　ハイツハピネス104号
債務者　森　　進也
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第１３号
福島県南相馬市原町区牛来字大塚270番地の１　竹中宿舎Ｉ棟55号、住民票上の住所福島県南相馬市原町区牛来字大塚270番地の１竹中宿舎Ｈ棟69号
債務者　大塚　大輔（旧姓古沢）
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２８年（フ）第７９号
群馬県桐生市仲町３丁目３番３号
債務者　村上　義明
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１０５１号
千葉県市原市五井東１丁目８番地３　原ハイツ五井201
債務者　野島　　静
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０５９号
千葉県習志野市実籾４丁目３番21―102号
債務者　富山　裕士
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０８７号
千葉市若葉区川井町123番地21
債務者　黒川　晋一
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０９６号
千葉県八千代市大和田新田1075番地88　サニーホームズ緑が丘102号
債務者　飯野　晴美
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１０７号
千葉県船橋市夏見２丁目11番12号　エステート夏見203号
債務者　宮嵜　　誠
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係